

弁 明 通 知 公 示 送 達 書

下記のとおり、放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して行いますので、同条第7項の規定により通知します。

なお、同条第6項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、北海道警察本部交通部交通指導課駐車対策センター違法駐車対策係に保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

令和 8 年 9 月 30 日

北海道公安委員会

記

1 弁明書の提出先

〒060-8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部交通部交通指導課駐車対策センター

2 弁明書の提出期限

令和 8 年 10 月 14 日 まで

3 弁明の機会に付与を受ける者及びその弁明の件名

弁明の機会の付与を受ける者の氏名又は名称	弁 明 の 件 名
尾 形 慶 次	放置違反金の納付命令に関する件（第10-101-260723-866797号）

注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、この公示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。

注 規格は、A列4番縦長とする。